

第2期
いの町立小中学校教職員の
働き方改革プラン

～一人一人が主役 みんなで本気の働き方改革～

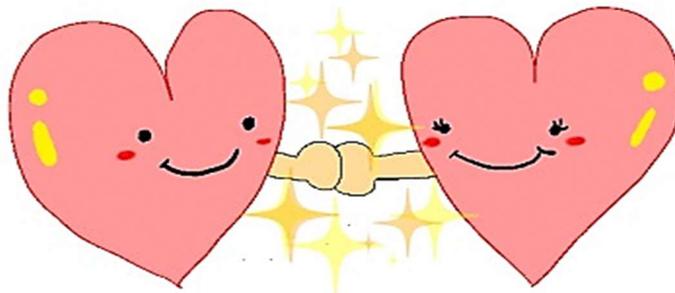
令和5年2月

いの町教育委員会

はじめに

1 策定の目的

本プランは、教職員がワークライフバランスを整え、チームの一員として自分らしさを発揮し、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになり、ぷっくりハート※1で働ける教育環境の整備を目的とします。



※1 ぷっくりハート

体と心の栄養が満たされることにより、自尊感情が高まると、ありのままの自分を受け入れ、また、相手をもありのまま受け入れることができる心情となります。

そうすると、規範意識や人間関係構築力が高まり、何事にも意欲的に取り組むことができるようになります。

この状態をいの町では、ぷっくりハートとよんでいます。

2 プラン策定の背景と学校を取り巻く環境

社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化しており、教職員の長時間勤務や心身の健康に対する影響が社会的な課題となっています。

平成30年2月「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」(文部科学省事務次官通知)によって、学校・教師が担う業務の明確化を通じた役割分担と業務の適正化や教育委員会において取組むべき方策が示されました。

また、平成30年7月「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、長時間労働是正のための労働基準法の一部改正等、政府全体で関連する取組みが進められるなか、平成31年1月中央教育審議会は「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を答申、文部科学省は「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し、その後、令和元年12月に、本ガイドラインを法的根拠のある「指針」に格上げする「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」(令和2年4月1日施行)が公布されました。

いの町では、教職員の勤務時間の現状を正確に把握し、学校における健全な働き方を推進するため、平成29年12月から「いの町立小中学校教職員の出退勤管理システム」を導入、令和2年4月以降は、統合型校務支援システムを活用して、教職員の勤務実態を把握し、健全な働き方を促すとともに業務改善を図るための資料として活用しながら、様々な取組を進めています。

また、教師の勤務時間の上限に関するガイドラインが法的根拠のある指針に格上げされたことを受けて、「いの町立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督するいの町教育委員会が教育職員の健康及び福祉の

確保を図るために講ずべき措置に関する規則」（以下「上限方針に係る規則」という。）を定め、令和2年4月1日から施行しています。

本プランは、上限方針に係る規則第2条第3項に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために策定するもので、第1期の最終年度である令和4年度に見直しを行い、令和5年度から3年間で第2期とします。

<p>「いの町立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督するいの町教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則」 (教育委員会規則第11号令和2年4月1日) 抜粋 (教育委員会が講ずる措置)</p> <p>第2条 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する指針において定められている在校等時間をいう。次項において同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。次項において同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。</p> <p>(1) 1箇月において45時間 (2) 1年において360時間</p> <p>2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。</p> <p>(1) 1箇月において100時間未満 (2) 1年において720時間 (3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間 (4) 1年のうち1箇月において45時間を超える月数について6箇月</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は、教育委員会は別に定める。</p>
--

学校を取り巻く状況と課題

令和2年3月、政府の要請により新型コロナウイルス感染症への対策として全国の学校の一斉臨時休業が行われました。その後、文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」等が通知され、町立小中学校でも感染防止策と児童生徒の健やかな学びの保障の両立を目指して取組を進めています。

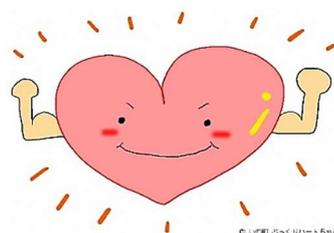
令和3年1月、中央教育審議会において「『令和の日本型学校教育』の構築を

目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」が取りまとめられ、「society5.0 時代」、新型コロナウイルス感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」の中で、児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要であるとされています。

また、子どもたちに必要な資質・能力が身につくようにするために、「教育振興基本計画の理念（自立・協働・創造）の継承」「G I G Aスクール構想の実現」「新学習指導要領の着実な実施」「学校における働き方改革の推進」を柱とし、必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させることなどが示されました。

令和3年3月には、「G I G Aスクール構想」における一人一台タブレット端末と高速通信ネットワークが町立小中学校でも整備され、再度の臨時休業等でもICTの活用により全ての子ども達に学びを保障できる環境整備が進みました。学校は、これまでの実践とICTを適切に組み合わせて、子ども達の個別最適な学びと協働的な学びを実現するための授業改善が求められています。

こうしたなか、いの町教育委員会は、校長会、教頭会、共同事務室、教育委員会事務局、各教育事務所の代表で構成する「いの町立小中学校業務改善検討委員会」で、小中学校及び教師の業務の範囲を明確にし、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や児童生徒に接する時間を確保できる勤務環境を整備するために協議を行い、それぞれの立場から業務改善に向けた取組を推進しています。



1. 現状

(1) いの町立小中学校教職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた勤務時間

表1 平成31年4月～令和元年6月

児童生徒数 R元.5.1	県費負担 教職員数 R元.5.1	教職員一 人当たり 児童生徒数	町立小中学校 小7校・中5校		所定の勤務時間を除いた 在校等時間の平均(週休日含)			100時間超 (週休日含)人 H31.4
					H31.4	R元.5	R元.6	
1288	177	7.3	小学校	最大	65	67	66	6
				最少	27	23	25	
			中学校	最大	67	73	79	6
				最少	33	35	34	

表2 令和4年4月～令和4年6月

児童生徒数 R4.5.1	県費負担 教職員数 R4.5.1	教職員一 人当たり 児童生徒数	町立小中学校 小7校・中5校		所定の勤務時間を除いた 在校等時間の平均(週休日含)			100時間超 (週休日含)人 R4.4
					R4.4	R4.5	R4.6	
1185	173	6.8	小学校	最大	59	48	56	0
				最少	36	29	34	
			中学校	最大	54	58	57	3
				最少	35	32	36	

表1は、第1期プラン策定年度の4月から6月まで、表2は、第2期プラン策定年度の4月から6月までの町立小学校7校、中学校5校の勤務実績に基づいて算出したものです。

所定の勤務時間を除いた在校等時間とは、校内に在校している時間から所定の勤務時間外の自己研鑽や業務外の時間を除いたものに、職務として行う校外研修や児童生徒の引率等に従事する時間等を含めたものです。これを学校毎に平均した最大と最少を表しています。

表1と2の最大値を比較すると、小学校で5月に19時間減少、中学校で6月に22時間減少しました。

また、週休日を含む在校等時間が100時間超の人数は、小学校で6人減少、中学校では3人減少しました。

この表は、第1期プラン策定年度と第2期プラン策定年度の4月における所定の勤務時間を除いた在校等時間が45時間以内だった教職員の割合を表しています。

月45時間以内の割合

	平成31年4月	令和4年4月
小学校	57.3%	65.2%
中学校	57.8%	50.0%

同時期で比較すると、小学校では7.9%増加したものの、中学校では7.8%減少しました。

次の表は、所定の勤務時間を除いた在校等時間が、過労死ラインといわれる80時間を超えた教職員の割合を表した表です。

月80時間超の割合

	平成31年4月	令和4年4月
小学校	20.5%	9.4%
中学校	22.4%	6.4%

小学校では11.1%減少、中学校では16%減少しました。

(2) 業務改善ポリシーの達成状況

数値目標毎に、黄色の枠囲みで達成状況を表しています。

(注：令和3年度までの評価)

対象	評価指標	数値目標		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
学校	一斉退校日を月1日以上設定する	学期に1日以上 100%の実施 72%	月に1日以上 100%の実施 達成	月に2日以上 100%の実施
	部活動休養日を週2日(平日1日、週休日1日)以上設定する	週2日以上 100%の実施 達成		
	学校閉庁日を長期休業中に連続5日以上設定する	連続5日以上 100%の実施 達成	学校単位で、 準閉庁日(半日) の導入検証 3校実施	学校単位で、 準閉庁日(半日) の100%導入
教職員	教職員1人当たりの在校等時間(所定の勤務時間除く)が80時間超の割合を0%にする	80時間超の教職員の割合 10%以下 達成 4%	80時間超の教職員の割合 5%以下 達成 4%	80時間超の教職員の割合 0%
	教職員1人当たりの在校等時間(所定の勤務時間除く)を月45時間以内にする	月45時間以内の教職員の割合 50%以上 達成 76%	月45時間以内の教職員の割合 80%以上 達成 72%	月45時間以内の教職員の割合 100%
町教委	アンケート集計・報告文書を精選し、効果的で効率的な方法を検証する	町教育委員会のアンケート等を精選する 実施	アンケート集計・報告文書の効率化を検討・試験導入する 実施	アンケート集計・報告文書の効率的な方法を確立する

・一斉退校日は、毎週水曜日や金曜日をノー残業デーや月2回水曜日など、各校独自に設定。

・月45時間以内の80%を達成したのは、8月と1月だけであった。

(2) 「学校における働き方改革に向けたアンケート」より

R元.6月実施アンケート調査より

	◇教職員が、必要と思う負担軽減措置
小学校	1位 集金事務の効率化 2位 会議の効率化 3位 ICT等機器の導入
中学校	1位 会議の効率化 2位 専門的職員の複数配置 3位 行事の精選と重点化



R4.7月実施アンケート調査より

	◇教職員が、必要と思う負担軽減措置	○学校や町の取組で効果を感じたもの
小学校	1位 研修の見直し 2位 会議の見直し 3位 行事の精選(廃止、縮小、統合等)	1位 行事の精選 2位 会議の見直し 2位 研修の見直し ※会議・研修の見直しは同数2位
中学校	1位 研修の見直し 2位 会議の見直し 3位 町費負担支援員の配置	1位 町費負担支援員の配置 2位 会議の見直し 3位 研修の見直し

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症対策やGIGAスクール構想がきっかけとなり、ICTを活用した会議のペーパーレス化や、オンラインやオンデマンド研修が導入され、会議や研修の効率化が進んでいます。

また、教育活動の充実という視点で既存の行事の見直しや、教員の業務負担軽減のため、学校徴収金に係る業務を事務職員が担うことにより、子どもに向き合う時間の確保につながっています。

時間外勤務を減らす工夫をしている方に、聞いてみました！

- | | |
|----------------------------|-----|
| ①計画・見通し・優先順位・To-Doリスト | 51人 |
| ②空き時間の有効活用 | 10人 |
| ③業務改善(精選・削減・提案・効率化) | 8人 |
| ④ICT活用(校務支援システム・Googleの活用) | 6人 |
| ⑤定時退庁・退庁時刻を決める | 6人 |

一人一人の創意工夫によって、働き方改革が加速しています！

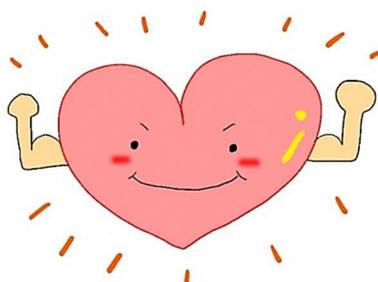
R4.7月アンケートより

プラン

- ③ プランの対象 町立小中学校の教職員
- ④ プランの対象期間 令和5年度～令和7年度（3年間）
- ⑤ スローガン
「一人一人が主役 みんなで本気の働き方改革」
- ⑥ プランの目標

すべての教職員の勤務時間外における在校等時間

月当たり 45時間 以内 年当たり 360時間 以内



- ⑦ SDGs 目標番号

④質の高い教育をみんなに ⑧働きがいも経済成長も

具体的なとりくみ

8 目標達成に向けた具体的なとりくみ

(1) 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進

町教育委員会

- 💡 校務支援システムで、在校等時間※2の管理を徹底する。
- 💡 長時間勤務者について、産業医の面接指導を実施する。
- 💡 ストレスチェックを実施し、その後のフォロー体制を充実する。
(委託先への電話相談及び面談による相談、産業医との面談、組織分析の活用、セルフケア・ラインケア研修)
- 💡 長期休業中に一斉閉庁日を設定する。
- 💡 部活動ガイドラインを踏まえた取組を徹底する。
- 💡 自己点検、評価に学校の業務改善にむけた取組を盛り込む。

学 校

- 💡 校務支援システムによる在校等時間の記録及び管理を徹底する。
- 💡 ストレスチェック受検率を100%に近づける。
- 💡 ストレスチェックの高ストレス者の割合を0%に近づける。(組織分析の活用)
- 💡 長期休業中に閉庁日を実施する。
- 💡 最終退校時刻を設定する。
- 💡 定時退校日を週1回以上実施する。(既定の終業時刻又はそれに近い時刻)
- 💡 部活動ガイドラインを踏まえ、定められた時間での活動及び適切な休養日を確保する。
- 💡 学校経営計画へ教職員の働き方に関する視点を盛り込む。
- 💡 人事評価について、より効果的・効率的な働き方を進めるため業務改善の視点を盛り込む。

※2 在校等時間

「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(平成31年1月25日文科科学省)抜粋
教師等が校内に在校している在校時間を対象とすることを基本とする。なお、所定の勤務時間外において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとする。
これに加えて、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する。ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとする。

(2) 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化に向けて

町教育委員会

- 💡 学校業務の仕分けを行い、教師以外の担い手の確保、スクラップ・アンド・ビルドによる負担軽減を図る。
- 💡 支援員等の効果的な配置を推進する。
- 💡 効果的で効率的な研修の実施を目指す。
- 💡 校務支援システムを導入し、円滑な運用をサポートする。
- 💡 I C T環境を計画的に整備し、効率的で効果的な教育活動を推進する。
- 💡 共同事務室による学校事務の整備及び支援を行い、学校の業務改善を推進する。
- 💡 家庭や地域へ学校における業務改善の取組を周知し、地域社会との連携強化に努める。
- 💡 コミュニティ・スクールの運営を支援する。
- 💡 令和5年度から7年度を部活動の地域連携や地域移行に向けた改革推進期間として取り組み、教職員の負担軽減を図る。
- 💡 休日の部活動地域連携・地域移行に向けた取組を行う。

学 校

- 💡 支援員や外部専門機関の積極的かつ、より効果的な活用と連携強化。
- 💡 校務支援システムを積極的に活用し、業務改善を図る。
- 💡 I C T を積極的に活用し、効率的な授業改善を図る。
- 💡 効果的で効率的な研修の実施を目指す。
- 💡 業務内容の見直しと精選を図り、組織的・計画的な取組（企画・運営委員会等）を推進する。
- 💡 教職員の働き方改革に関するアンケート結果を組織分析して活用する。
- 💡 校務分掌の適正化及び平準化を進める。
- 💡 子育てサポート面談を実施する。
- 💡 各校が定める部活動の活動方針に準じた活動を実施する。
- 💡 教職員は、自身の勤務状況の把握と自己マネジメントに努める。
- 💡 P T A 総会や学校運営協議会等で学校における業務改善の取組を周知し、地域社会との連携強化に努める。
- 💡 コミュニティ・スクールの運営を推進する。

業務改善ポリシー

対象	評価指標	数値目標		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
学校	一斉退校日を週1日以上設定する	月に2日以上 100%の実施	月に3日以上 100%の実施	週1日以上 100%の実施
	最終退校時刻を設定する (例：20時までに退校)	100%の実施		
	部活動休養日を週2日(平日1日週休日1日)以上設定する	週2日以上 100%の実施		
	学校閉庁日を長期休業中に連続5日以上設定する	連続5日以上 100%の実施		
	学校単位で、準閉庁日(半日)若しくは閉庁日を導入	学校単位で準閉庁日若しくは閉庁日2日以上	学校単位で、準閉庁日若しくは閉庁日3日以上	学校単位で、準閉庁日若しくは閉庁日4日以上
	「学校生活が楽しい」肯定的回答の割合※3	前年度比2%UP	前年度比2%UP	前年度比2%UP
教職員	教職員1人当たりの時間外業務従事時間が80時間超の割合	80時間超の教職員の割合 3%以下	80時間超の教職員の割合 2%以下	80時間超の教職員の割合 0%
	教職員1人当たりの時間外業務従事時間を月45時間以内の割合	月45時間以内の教職員の割合 80%以上	月45時間以内の教職員の割合 90%以上	月45時間以内の教職員の割合 100%
	担当業務でやりがいを感じていると回答した割合※4	アンケート調査 95%	アンケート調査 97%	アンケート調査 100%
町教委	「いの町(学校)の働き方改革の取組で、より学校教育目標達成に意味のある業務に時間をかけられるようになった」肯定的回答の割合	アンケート調査 80%以上	アンケート調査 90%以上	アンケート調査 100%

町教育委員会は、プラン策定以降、出退勤時間や働き方改革に関する教職員アンケート※4 や学校評価アンケート※3、ストレスチェックの状況、校長ヒアリング及び学校訪問等を通じて各校の取組状況を把握し、それをいの町立小中学校業務改善検討委員会※5 等で検証し、適宜プランの見直しを行います。

※5 巻末「いの町立小中学校業務改善検討委員会設置要綱」参照

さいごに

教師と子ども、子ども同士、あたたかい関係性のなかで、心豊かに「ぷっくりハート」を育むことは、主体的に学び続ける子どもの姿につながります。

日々、子どもたちに向き合う教職員一人一人、教育に関わる全ての大人が働き方改革の主人公です。

限られた時間の中で、効果的な教育活動を行うために、これまで以上に関係性の質を高め、互いに「ぷっくりハート」で成長し続ける組織を目指しましょう。



【参考】「組織の成功循環モデル(マサチューセッツ工科大学 ダニエル・キム教授提唱)より

○いの町立小中学校業務改善検討委員会設置要綱

平成16年10月1日
教育委員会告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、いの町立小中学校における働き方改革を実現するための業務改善を推進するために設置するいの町立小中学校業務改善検討委員会（以下「業務改善検討委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 小中学校及び教師の業務の範囲を明確にし、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や児童生徒に接する時間を確保できる勤務環境を整備するための方法その他必要な事項を協議し、提言を教育長に対し、書面をもって報告するとともに、それぞれの立場から業務改善に向けた取組みを推進する。

(組織)

第3条 業務改善検討委員会は、いの町教育委員会が任命する次の委員で構成する。

- (1) 校長会長を含む校長2人
- (2) 教頭会長を含む教頭2人
- (3) 総括主任を含む学校事務職員4人
- (4) 教育委員会事務局2人、吾北教育事務所1人、本川教育事務所1人

(役員)

第4条 業務改善検討委員会に会長1人、副会長2人を置く。

- 2 会長、副会長は、それぞれの委員の互選によって決める。
- 3 会長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(運営)

第6条 業務改善検討委員会は、会長が招集し、主宰する。

- 2 会議内容の決定については、全員一致を原則とし、不可能な場合には、両論併記で報告するものとする。

(事務局)

第7条 業務改善検討委員会の事務局は、いの町教育委員会に置く。

(会計)

第8条 この会の経費は、いの町教育委員会が支出する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月22日教委告示第10号)

この告示は、平成16年10月22日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日教委告示第6号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。